北海道中央ユーラシア研究会 第84回例会

2010年2月27日（土） 15:00-18:10

（北海道大学スラブ研究センター 4 階小会議室 401）

塩谷哲史「イチャン・カラ博物館蔵 3894 文書の研究

―帝政末期ロシア＝ヒヴァ・ハン国間関係の一断面―」

（筑波大学大学院人文社会科学研究科準研究員）

討論者：秋山徹（北海道大学大学院文学研究科博士課程）

討論者：守川知子（北海道大学文学研究科准教授）

司会者：宇山智彦（北海道大学スラブ研究センター教授）

出席者数：9 名

＜報告要旨＞

本報告は、イチャン・カラ博物館蔵 3894 文書、すなわち 1913 年 12 月 20 日にヒヴァ・ハン国の君主イスファンディヤール・ハン（在位 1910-18 年）が、ロシア人貴族アンドロニコフ公とロシア人銀行家プチーロフに対してヒヴァ・ハン国領内の国有地を含む約 2 万デシャチーナの土地を売却する旨を記し発布した勅令のうつしをとりあげ、これを帝政末期ロシア＝ヒヴァ・ハン国間関係に位置づけることを目的とした。

ヒヴァ・ハン国の文書は、ソ連期には土地制度史を中心とした社会経済史の史料として用いられてきた。近年新たな史料の発見にともない、文書のカタログ化および出版、勅令（ヤルルク）の分析が進んでいる。ただし、文書に現れる用語や現地社会の諸制度の解明が進む一方、個々の文書の史的文脈への位置づけは史料的制約から難しく、いまだ不十分であるといわざるをえない。

本報告では、本勅令の発布当時、ロシア＝ヒヴァ・ハン国間関係を監督する立場にあったアムダリヤ管区長官ルィコシンが残したロシア語の公文書にもとづいて、件の勅令の発布が引き起こした事件の展開を追い、さらに本文書を両国間関係の変容に位置づける試みを行った。その事件の展開は以下のとおりである。

1）1913 年 6 月 17 日にアンドロニコフ公はヒヴァを訪問し、本文書に示されている土地の取得を希望した。1913 年 7 月イスファンディヤール・ハンは、ヒヴァ・ハン国領内の国有地分与のための「規定」を発布して、さらなる土地の譲渡の姿勢を示した。アムダリヤ管区長官ルィコシンはこれに強く反発し、とくに購入された土地で予想されるアムダリヤの水の利用量増加を問題視した。

2）ルィコシンの問題提起を受けたロシア政府が「規定」に対して統一した見解を打ち出すことができない間に、アンドロニコフ公の派遣した灌漑技師エルモラエフらは着々とハン国内で土地の取得の準

備を進めた。その結果、1913 年 12 月 20 日に勅令が発布され、土地の売買に関する契約が締結された。

3）契約の締結に前後して、ロシア政府は関係諸官庁の会議を経て、1914 年 3 月 13 日大臣会議により、購入者にハン国政府のみならずロシア政府とも契約を結ぶこと、土地の半分をロシア人入植の促進に用いることを課すことなどを決定し、実質的に契約の実施を困難にした。さらにこのとき、アムダリヤはロシア政府の管理下にあることが明言された。

また、本文書の両国間関係の変容過程における位置づけは以下のとおりである。

1）本文書には、ロシア中央政府に影響力を持つアンドロニコフ公に加え、土地の取得に資金を提供した露亜銀行頭取プチーロフ、実際に現地で土地の測量、選定を行い、動力灌漑の導入を企図した灌漑技師エルモラエフの名がみえる。彼ら三者はその政治力・資本力・技術力をもって、ヒヴァ・ハン国領内での土地取得による利益獲得を目指した。それは当時進行中であった「近代化」改革を実行する上で必要な資金を、安定した地税収入によって確保しようとしていたイスファンディヤール・ハンの意図に合致したものであった。さらにアンドロニコフ公は、イスファンディヤール・ハンと政治交渉を行っており、それは従来アムダリヤ管区長官を経由して行ってきたロシア＝ヒヴァ・ハン国間の「正規」ルートをいわば迂回するかたちでの交渉であった。

2）ペテルブルグのロシア中央政府は、勅令発布の過程で問題視されたアムダリヤ水利権について、それを最終的にロシア政府に帰属するものと決定した。これは 1873 年ロシアのヒヴァ・ハン国保護国化以来、両国間関係を規定してきたガンドゥムジャン条約に明記されていなかった内容であり、ヒヴァ・ハン国政府はアムダリヤ水利権の「回復」と、さらにはガンドゥムジャン条約自体の改定をも企図するにいたった。

以上のように、本文書は、国有地を売却する内容の勅令のうつしであるが、その発布にいたる過程は、ロシアとその保護国ヒヴァ・ハン国との間でアムダリヤ水利権をめぐる論争を引き起こし、また両国間の既存の体制を揺るがせたという点で、帝政末期中央アジアにおける水利権問題の展開、ロシア「帝国」と保護国の関係のあり方とその変容を物語る史料として興味深いものである。さらに条約、資本、科学技術といった「近代」的概念が、中央アジアの一オアシス地域に与えた影響と反響を考える上でも示唆に富んだ史料であると言えるのではないだろうか。

今後の課題としては、土地と水をめぐる現地諸集団間の争いと共存（とくにウズベク＝トルクメン関係）、ハン国内のロシア人の裁判権、私企業のハン国内への進出といった同時期のロシア＝ヒヴァ・ハン国間関係の懸案ともなっていた諸問題を、本文書の内容と結びつけて論じることにある。

なお、本報告は、研究課題「アムダリヤ水利権問題をめぐる帝政末期ロシア＝ヒヴァ・ハン国間関係の研究」（平成 22 年度「スラブ・ユーラシア地域（旧ソ連・東欧）を中心とした総合的研究」共同利用）の出発点として位置づけている。

［記：塩谷哲史］

＜参加記＞

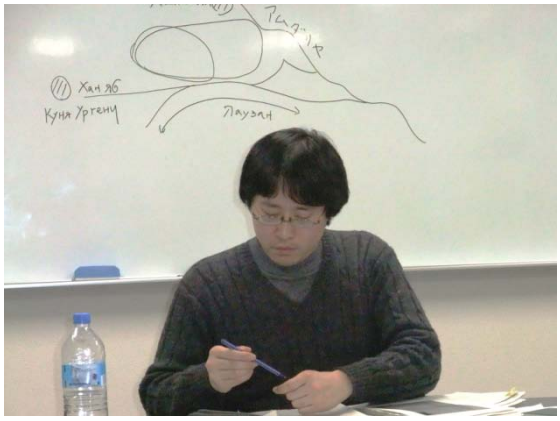

報告者に塩谷氏を迎えた今回の例会は、ブハラやコーカンドに比べてあまり知られていないヒヴァの歴史に関するもので、有意義であった。筆者個人にとっては、一文書に登場するミクロな世界から、中央アジアにおける植民地支配のマクロな考察を進めている点でウズベキスタンでの文書館仲間であった塩谷氏の歴史叙述の手法に、関心をもって拝聴した。

今回はイラン史研究（守川氏）と中央アジア史研究（秋山氏）の両専門家によるコメントを仰いだ。守川氏は、報告の前史にあたる 19 世紀半ばにヒヴァを訪れたイラン人の記録に基づき、ロシアやヒヴァとは異なる第三者の視点による情報提供を行った。トルクメン人に略奪され「奴隷（グラーム）」としてヒヴァへ売却された同胞の回復に向け、1840 年代にヒヴァを訪れたイラン使節によれば、同国には凡そ軍人 3 万人がおり、その 1 割がホラーサーン出身のイラン人であった。ヒヴァ側に圧力をかける意図から、使節にはイギリス人・ロシア人が同行していた。また、捕虜となったイラン人軍司令官による 1850 年代の別の記録によれば、誘拐され売却されたイラン人は、塩谷氏の報告どおり、アムダリヤ沿岸の農作業に使役されていた。イラン軍司令官の見たところでは、本来はイラン支配地域であり同国への帰属意識をもつ人々に対して、イギリスやロシアが金品授与によって懐柔する政策をとり、部族社会内部の混乱にロシアが乗じて進出していた。一方、ヒヴァはイギリスに対しては好意的であり、イギリス側も城塞建設技術や大砲供給により歓心を買おうとしていたという。

秋山氏からは、以下の四点の指摘がなされた。第一に、現地社会に通じた植民地官僚として知られるルィコシンが土地取引に反発した理由は何か、というものである。氏はここで、現地民の利益への配慮という観点から乱開発への反発に加えて、管区の長官として、自身の権限を迂回するような取引に対する反発があったと理解できるのではないかという意見を述べた。

第二に、報告の前提となるロシア帝国とヒヴァ・ハン国関係史の先行研究について、とくに、先行研究で重要とされたガンドゥムジャン条約（1873 年）の具体的条項や、1874 年から 1913 年に至る改定交渉の過程について、補足的説明が求められた。

第三に、ロシア側の事情に加えて、土地売買に関するヒヴァ・ハン国のエリートの反応、ハン交代が土地売買に与えた影響など、ヒヴァ・ハン国側の内部事情に関しても、より詳しく説明を求める指摘がなされた。

第四に、イチャン・カラ博物館所蔵の文書群にはいかなる史料があり、今回の 3894 文書は全体のなかでどのような位置づけなのかを問うものであった。

報告者のリプライは次のようなものであった。まず、守川氏による情報提供に関しては、人数の算定は困難であるものの、19 世紀後半に入っても相当数のイラン人が存在していたこと、また、ヒヴァの宮廷にも、ウズベクのアミールとは異なる出自をもつイラン系・アフガン系の人物がいたとみられるとの回答がなされた。

秋山氏のコメントに対しては、以下のように回答があった。土地取引へのルィコシンによる反発には、むしろ現地民行政に対する不信、とくにタタール人通訳に対する不信が前提としてあったこと。ガンドゥムジャン条約はヒヴァ・ハンをロシア皇帝の臣下として認めるものであり、ロシア商人によるヒヴァでの通商活動や、裁判権、奴隷解放等に関する条項が列挙されていたこと。イチャン・カラ博物館の文書群の全容は、そのカタログ出版後もまだ明らかにされていない部分が多々あり、今後の調査が待たれていること。ヒヴァのエリートの動向については、改革を推進したイスラームホジャ(聖者サイイドアタの末裔)が 1913 年に暗殺された後は、ウルゲンチの大商人(キャラバンバシという称号をもつ)バッカーロフが特筆されること。

続いて、フロアからの質疑応答と全体討論に移った。質疑は多岐に亘ったが、本報告の核心に関するものとしては、売却が進まなかった経緯と、発布された内容の効力についての確認に集中した。

売却の経緯に関しては、以下のような質問が寄せられた。ルィコシンはヒヴァ・ハン国に対して圧力をかける機会をかねてから伺っており、アンドロニコフ公とハン国の間での土地取引を締め付けの好機とみて利用した可能性はないか。また、当初反発したルィコシンとトルキスタン総督府が妥協的な路線に転じた一方で、中央政府に案件が上げられた時点で交渉が膠着状態に陥り、大臣会議の決定により、土地取得者はロシア政府とも契約を結び、その承認を得なければならないとされたという流れが確認されたうえで、では、売却に反対したのは誰だったのかという疑問が提起された。さらには、農業当局は水を消費する事業に消極的な立場から一貫して反対していたとされるが、アムダリヤ全流域での水の利用状況が定かではないのに、実際に水消費にどの程度、真剣な関心が寄せられていたのかという問いも寄せられた。

また、交渉事における役所による「表」の回路とともに、「裏」の回路の存在についても想定すべきという指摘や、アンドロニコフ公だけでなく現地での代理人や、土地の使役人についても検討の余地があるとの指摘、相手を見て文言を使い分ける行政官（ルィコシン）の習性を考慮に入れて分析する必要があるという意見があった。

総じて、行政文書を扱う際には、当時の社会状況とそれが作成された政治・行政上の文脈をふまえて考察を進めていかねばならないのだが、塩谷氏の扱う地域・時代は史料的制約が大きいだけに、今後の作業課題の多大さが浮き彫りとなったというのが筆者の印象である。とくに、ヒヴァのエリートにおける反応の相違から、ロシアの植民地行政、さらにはペテルブルグでの状況までを綿密に追うことは、困難が予想される。むしろ、帝国中央・植民地上層部で現地に関して得られる主要な議論をより深く考察するうえで、それに対応するような下層における現地の文書を発掘し利用していくという手法をとったほうが容易なのではないかと思われた。もっとも、帝国的な営みを鮮やかに描くうえでは、現地文書群に基づき、地方の局所的な政策遂行やそれが直面した抵抗を当時の文脈に位置づけながら、具体的に明らかにしていく作業が必要不可欠である。その点で、塩谷氏による地方文書の分析を通じた貢献は大変貴重なものであり、今後のさらなる成果発表が俟たれる。

［記：須田将（北海道大学大学院文学研究科博士課程）］